

尼崎市電子入札運用基準

(目的)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、尼崎市契約規則（昭和41年尼崎市規則第9号）その他の法令及び入札のしおり等その他の規程に定める事項の外、兵庫県電子入札共同運営システムにおいて、尼崎市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織により処理する情報処理システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う入札（見積り合わせにより契約の相手方を決定するものを含む。以下「電子入札」という。）及びこれに関する一連の手続の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

第1 電子入札システムへの利用者登録

(利用者登録)

第2条 尼崎市競争入札参加有資格者名簿に登載された者のうち、電子入札を行おうとする者は、別に定める方法により、兵庫県電子入札共同運営システムに利用者登録をしなければならない。

- 2 利用者登録は、市が発行するユーザID及びパスワードを用いて行うものとする。
- 3 第1項の利用者登録をした者（以下「利用者」という。）は、利用者登録した企業情報等の内容に変更が生じた場合、直ちにこれを自ら修正するとともに、市にその旨を尼崎市競争入札参加資格審査事項変更申請書により通知するものとする。

(電子入札に使用するICカード)

第3条 市の契約担当者が電子入札システムで使用するICカードは、地方公共団体における組織認証基盤で設置されている尼崎市認証局が発行したものでなければならない。

- 2 利用者が使用するICカードは、次のいずれにも該当するものでなければならない。
 - (1) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行するもので、かつ兵庫県電子入札共同運営システムに適合しているもの
 - (2) 尼崎市競争入札参加有資格者名簿に登録された代表者（当該代表者が受任者を設けているときは、当該受任者。以下「代表者等」という。）の名義で取得し、そのICカード情報を兵庫県電子入札共同運営システムに登録したもの
- 3 前項のほか、次のいずれかに該当するICカードは使用できるものとする。
 - (1) 利用者が経常建設工事共同企業体の場合は、代表構成員が単体で電子入札に使用するものとは別のもので、代表構成員の代表者等の名義で取得し、前項の規定に該当しているICカード
 - (2) 利用者が特定建設工事共同企業体の場合は、前項の規定に該当している代表構成員のICカード

第2 電子入札システムによる案件登録

(案件登録)

第4条 市の契約担当者は、電子入札による入札等の案件が生じたときは、別に定める方法により、案件登録を行う。

2 案件登録の内容は、案件概要登録、案件詳細登録及び案件日付登録とする。

3 入札の期間は、当分の間、開札日の前日までの2日間とし、その他の期間、日時の設定は紙による入札（以下「紙入札」という。）の場合に準じるものとする。

4 案件登録後、その内容について錯誤が認められた場合において登録内容を修正する必要があるときは、直ちに錯誤が認められた案件の削除を行ったうえで、改めて案件登録を行うものとする。

（入札の日時等の変更）

第5条 案件登録後、入札執行上の都合により、入札の日時、開札の日時等を変更する必要があるときは、入札参加者に対して、入札の日時等の変更を電話等の確実な方法で連絡し、速やかに日時変更通知書を送信することにより、発行するものとする。

（紙入札への変更）

第6条 案件登録後、市の契約担当者の使用に係る電子計算機に生じた障害、天災、広域的停電等のために電子入札システムを使用できないときは、原則として、入札方法を電子入札から紙入札に変更するものとする。

第3 電子入札システムによる指名通知等

（制限付一般競争入札の場合の通知）

第7条 案件登録した入札案件が事前審査型制限付一般競争入札の場合、入札に参加しようとする者は、競争参加資格確認申請書の受付開始日時から受付締切日時までの間に、競争参加資格確認申請書並びにこれに添付する事前審査型制限付一般競争入札参加資格審査申請書及び参加資格確認資料を市に対して送信することにより、市の契約担当者に提出するものとする。

2 市の契約担当者は、前項の競争参加資格確認申請書等の内容を確認し、補正等の必要がない場合には、これを提出した者に対して競争参加資格確認申請書受付票を送信することにより、発行するものとする。

3 市の契約担当者は、資格等の審査結果について、資格の有無ごとに理由を明示して、競争参加資格確認申請書受付票を発行した者に対して、競争参加資格確認通知書を送信することにより、発行するものとする。

4 前項の競争参加資格確認通知書の発行に際して、予定価格あるいは最低制限価格（以下「予定価格等」という。）を通知する必要がある場合には、事前にこれを登録しておくものとする。

第7条の2 案件登録した入札案件が事後審査型制限付一般競争入札の場合、入札に参加しようとする者は、入札参加申込書の受付開始日時から受付締切日時までの間に、入札参加申込書及びこれに添付する事後審査型制限付一般競争入札参加申請書を市に対して送信することにより、市の契約担当者に提出するものとする。

2 市の契約担当者は、前項の入札参加申込書等の内容を確認し、補正等の必要がない場合には、これを提出した者に対して競争参加資格確認申請書受付票を送信することにより、発行するものとする。

(公募型指名競争入札の場合の通知)

第8条 案件登録した入札案件が公募型指名競争入札の場合、入札に参加しようとする者は、技術資料の受付開始日時から受付締切日時までの間に、技術資料及びこれに添付する参加資格確認資料を市に対して送信することにより、市の契約担当者に提出するものとする。

2 市の契約担当者は、前項の技術資料等の内容を確認し、補正等の必要がない場合には、これを提出した者に対して技術資料受付票を送信することにより、発行するものとする。

3 市の契約担当者は、資格等の審査結果について、資格の有無ごとに理由を明示して、技術資料受付票を発行した者に対して、指名／非指名通知書を送信することにより、発行するものとする。

4 前項の指名／非指名通知書の発行に際して、予定価格等を通知する必要がある場合には、事前にこれを登録しておくものとする。

(指名競争入札の場合の通知)

第9条 案件登録した入札案件が指名競争入札による場合、市の契約担当者は、指名した者（以下「指名業者」という。）に対して指名通知書を送信することにより、発行する。

2 指名業者は、入札通知書の受信を確認したときは、速やかに受領確認書を作成し、これを市に対して送信することにより、市の契約担当者に提出するものとする。

3 前項の指名通知書の発行に際して、予定価格等を通知する必要がある場合には、事前にこれを登録しておくものとする。

(見積り合わせの場合の通知)

第10条 案件登録した入札案件が見積り合わせによる場合、市の契約担当者は、指名した者（以下「見積指名業者」という。）に対して見積通知書を送信することにより、発行するものとする。

2 見積指名業者は、見積通知書の受信を確認したときは、速やかに提出意思確認書を作成し、これを市に対して送信することにより、提出するものとする。

3 市の契約担当者は、提出意思確認書を受信したときは、当該見積指名業者に対して、提出意思確認書受付票を送信することにより、発行するものとする。

第4 電子入札システムによる資料の送信

(電子入札システムによる資料の送信)

第11条 第7条に規定する競争参加資格確認申請書の添付資料、第7条の2に規定する入札参加申込書の添付資料又は第8条に規定する技術資料の添付資料（以下「提出資料」という。）については、電子入札システムにより、それぞれに係るファイルを市に対して送信することにより、市の契約担当者に提出するものとする。

2 電子入札システムにより送信する提出資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び作成した提出資料を保存するファイルの形式は、次のいずれかとし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に使用してはならないものとする。

番号 使用アプリケーション 保存するファイル形式

1	Microsoft Word	Word 2 0 0 0 形式以下
2	Microsoft Exel	Exel 2 0 0 0 形式以下
3	PDF ファイル	Acrobat 6 以下

- 3 提出資料についてファイル圧縮を認める場合には、LZH 形式又は ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。
- 4 提出資料に係るファイルにウイルス感染があることが判明した場合には、次のとおり対応する。
 - (1) 直ちにファイルの閲覧を中止し、当該ファイルを送信した者と再提出の方法を協議する。
 - (2) 完全にウイルスを駆除することができる場合でなければ、電子入札システムにより再提出することを認めない。

(郵送等による資料の提出)

第 1 2 条 提出資料のうち次の各号に掲げるものについては、市の契約担当者と事前に協議したうえ、電子入札システムによる資料の送信に代えて、市に郵送又は持参して提出することができるものとする。

- (1) 提出資料に係るファイルの容量が 1 MB を超えるもの
 - (2) ウイルス感染があることが判明し完全にウイルスを駆除することができないもの
 - (3) 特定建設工事共同企業体協定書
 - (4) 特定建設工事共同企業体の各構成員からの代表構成員に対する委任状
 - (5) 前各号以外のもので、市の契約担当者が郵送又は持参によることが必要であると認めたもの
- 2 市の契約担当者は、前項の規定に基づき必要な提出資料を受理したときは、速やかにその内容を確認するものとする。

第 5 電子入札システムによる入札

(入札の方法)

第 1 3 条 電子入札システムにより入札に参加することとなった者(以下「入札参加者」という。)は、指定した入札の期間内に入札書(見積り合わせの場合は、見積書。以下同じ。)及び入札書とともに提出することが求められている場合の工事費積算内訳書等の必要な資料(以下「内訳書等」という。)を添付して、市に送信することにより、入札するものとする。

- 2 第 1 1 条及び第 1 2 条の規定は、内訳書等の提出について準用する。
- 3 市の契約担当者は、第 1 項の規定により入札書を受信したときは、当該入札参加者に対して、入札書受付票(見積り合わせの場合は、見積書受付票。以下同じ。)を送信することにより、発行するものとする。
- 4 市の契約担当者は、所定の入札又は見積りの締切日時が経過したときは、入札書の送信を受け付けないものとする。
- 5 市の契約担当者は、所定の入札又は見積りの締切日時が経過したときは、入札参加者に対して、入札締切通知書(見積り合わせの場合は、見積締切通知書。以下同じ。)

を送信することにより、発行するものとする。

(入札に関する条件等)

第14条 入札に関する必要な事項は、次項及び第3項に規定するものを除き、原則として、電子入札システムによらない入札の場合と同様とする。

2 入札に関する条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札参加者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が市の契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されていること。
- (2) 内訳書等の提出が必要な場合、内訳書等に係るファイルを入札書の「内訳書」欄に添付して電子入札システムにより送信し、その情報が電子入札システムに所定の入札期間内に記録されていること。
- (3) 市の契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが分明であること。
- (4) 入札に使用したICカードが、尼崎市競争入札参加有資格者名簿に登録された者が取得したものであり、かつ制限付一般競争入札にあつては競争参加資格確認申請書又は入札参加申込書、公募型指名競争入札にあつては技術資料の提出の際に使用した名義人のものであること。

3 前項に規定する入札に関する条件に違反した入札又は入札参加者がICカードを不正使用して行った入札は無効とする。

4 入札に際しての注意事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 入札書は、入札に付する事項ごとに必要な事項を入力するとともに、必要なファイルを添付して送信すること。
- (2) 入札書の送信には、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じるので、時間的な余裕をもって送信作業を行うとともに、入札書の送信後に、必ず入札書受付票を印刷して保管すること。
- (3) 開札手続を進めるに当たって、即時に対応しなければならない場合があるので、開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、入札参加者が電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時、手続の進行状況を確認すること。
- (4) 入札に使用するICカードが失効、閉塞又は破損した場合には、入札に参加できないので、できれば予備の同一名義人のICカードを準備しておくこと。
- (5) 入札書を送信し、市の契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに入札書の情報が記録された後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできないこと。

(入札の辞退)

第15条 入札参加者は、入札書受付締切日時前で、かつ入札書を送信するまでの間に限り、辞退申請書を送信することにより、辞退することができるものとする。

2 入札書受付締切日時までに入札書の送信がなく、辞退申請書の送信もない入札参加者については、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退申請書の送信があったものとみなす。

第6 紙入札

(紙入札の承認)

第16条 入札を紙入札により行うことについて承認を得ようとする者は、紙入札承認願により、電子入札システムによらない理由を明らかにして、市の契約担当者に承認を求めるものとする。

2 市の契約担当者は、前項の規定により紙入札承認願が提出され、次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に規定する条件を付して紙入札を行うことを承認する。

(1) 指名競争入札において、電子入札システムへの利用者登録を済ませていないにもかかわらず指名を受け、ICカードを取得していないために、兵庫県電子入札共同運営システムへの利用者登録を直ちに行えない場合

(2) ICカードの取得又は更新の途中で、当該途中であることが証明できる場合

(3) 前各号の場合の外、やむを得ない事由があると認められ、かつ入札手続に支障がないと認められる場合

3 市の契約担当者は、紙入札を行うことを承認する場合には、原則として、入札に関する必要な事項を紙入札におけるものと同様とするが、紙入札承認通知書により次の各号の条件を付すものとし、第1号の規定にかかわらず、紙入札承認願が提出されるまでに電子入札システムにより受信した第7条第1項に規定する競争参加資格確認申請書等又は第8条第1項に規定する技術資料等(以下「入札参加申込書等」という。)に係るファイルがある場合には、それらは有効なものとする。

(1) 入札参加申込書等を市の契約担当者が指定した日時に指定した場所へ持参すること。

(2) 第1回目の入札書及び内訳書等を市の契約担当者が指定した日時に指定した場所へ持参すること。

(3) 入札担当職員が入札者に代わって、入札者から提出された入札書に記載された入札金額を電子入札システムに入力すること。

(4) 入札書等への記名押印に際しては、本市に使用印鑑として登録している印鑑を使用すること。

(5) 紙入札を行った者は、開札場所において、開札に立ち会わなければならないこと。

(6) 紙入札を行った者が開札に立ち会っていない場合において再入札を執行することとなったときには、再入札を辞退したものとする。

(紙入札業者の登録)

第17条 紙入札業者がある場合、市の契約担当者は、入札書受付締切日時までに別に定める紙入札業者登録を行うものとする。

第7 電子入札システムによる開札

(内訳書等の内容の確認)

第18条 市の契約担当者は、内訳書等の内容の確認を入札締切後、開札までの間に行うこととし、確認のために必要な時間を十分に確保しておくものとする。

(開札)

第19条 市の契約担当者は、予定の開札日時が到来した後、速やかに開札（見積り合わせの場合は、見積り。以下同じ。）を執行しなければならない。

2 市の契約担当者は、予定価格等を事前に通知しない場合は、開札を執行するまでに、予定価格等を登録しておかなければならない。

3 開札手続に時間を要する場合には、電子入札システムに進捗状況を登録することにより、入札参加者に情報提供を行う。なお、紙入札した者に対しても、同様の情報提供を行うものとする。

(紙入札の開札)

第20条 紙入札業者がある場合には、市の契約担当者は、当該紙入札業者に立ち合わせて、開札しなければならない。

2 前項の場合において、紙入札業者が開札に立ち会わなかったときには、入札を辞退したものとみなす。また、第1回目に引き続いて再度の入札を執行することとなった場合において、紙入札業者が開札に立ち会っていない場合にも、入札を辞退したものとみなす。

(落札決定)

第21条 市の契約担当者は、開札の執行を行ったときは、その結果を承認するものとする。

2 落札者が決定した場合、市の契約担当者は、落札状況を確認した上で、執行担当署名を行うものとする。

3 市の契約担当者は、執行担当署名を行った後、当該案件の入札参加者（辞退した者は除く。）に落札決定通知書を送信（発行）する。

(くじ引きによる落札者の決定)

第22条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、開札の手続を中断し、電子入札システムによるくじ引きを実施して落札者を決定する。

2 前条の規定は、くじ引きを実施して落札者が決定した場合について準用する。

(再度の入札)

第23条 第1回目の開札を執行して、落札となるべき者がいない場合には、再度の入札を執行することとし、改めて案件日付登録などを設定し、第1回目の開札対象者に対して、再入札通知書を送信することにより、発行するものとする。

2 第7条から前条までの規定は、再度の入札を行う場合について準用する。

(入札の打ち切り)

第24条 入札の執行回数は、原則として2回までとし、第2回目の入札で落札者がいない場合には、入札を打ち切る。

2 市の契約担当者は、入札を打ち切った場合、執行担当署名を付加した後、入札参加者に取止め通知書を送信（発行）する。

第8 その他

(開札結果の公表)

第25条 開札結果の公表については、当分の間、従前の方法によるものとする。

(補則)

第26条 この基準に定めるものの外、尼崎市が実施する電子入札及びこれに関する一連の手續の運用に関して必要な事項については、別に定める。

付 則

この基準は、平成18年10月25日から施行する。

付 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。